

グローバリゼーションの原理としての記号的 従属および動的編成と相互変容：個人と文 化の相互的生成と変容についての一考察

KUMATA, Yoshinori / 熊田, 泰章

(出版者 / Publisher)

法政大学国際文化学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

異文化. 論文編 / 異文化. 論文編

(巻 / Volume)

16

(開始ページ / Start Page)

57

(終了ページ / End Page)

71

(発行年 / Year)

2015-04

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010753>

グローバル化の原理としての 記号的従属および動的編成と相互変容

—個人と文化の相互的生成と変容についての一考察—

Subordination · Dynamicorganisation of Signs and Mutural Alteration as Principle of Globalisation

— Analysis on Mutural Formation and Alteraion of
Individual and Culture Culture —

法政大学国際文化学部教授

熊田泰章

KUMATA Yoshinori

1 序

人と記号の存立の基本をなす相互的従属性について考察を行うことが、この小論の目的である。考察を始めるにあたり、まず、記号の従属性についての概念的導入として以下のことを述べておきたい。

記号とは、記号がそれ自体で自立的に記号として存在するのではなく、人が用いることのできる何がしかを記号として用いることで成立するものであり、使用するためには、そのような何がしかがまず存在しなければならないのだが、そのような何がしかが記号として使用されるまでには何であったとしても、人が記号として使用することによって、そもそもそれが何であったかということは副次的になり、人がそれを記号として使用することが人にとってのその何がしかの存在

様態として認識されるのであり、記号は記号であることによって、それを記号として使用する人に従属するのである。しかしながら、またその逆に、人がそれを記号として使用することは、同時に、使用する記号に人が従属することなのである。すなわち、人はその記号を用いることを自ら選ぶのであっても、他のすべての記号を排除し、どの記号でもなくこの一つの記号を選ぶのであり、特定されたその記号を選んだ人としてその記号を使用して受け渡すことにより、人はその記号を使用する人として現れているのであり、その記号によって媒介されるその人の存在がこの過程によって生起するのであるから、そのことを指して、人は記号に従属すると言うことができるのである。このようにして、人が記号に従属すること、人が記号を使用すること、記号が存立することは不可分離の一つの出来事なのであるし、それに加えて、この三つからなる一つの出来事には、人の存立ということがさらに加わっているのであり、つまりは、四つからなる一つの出来事なのである。さらには、一人の人が一つの記号を使用することは、この時には使用されない他の記号の存立を前提とし、それらの使用されない他の記号に依拠しているのであるから、実は、この一つの出来事は、単独で存在する一つの出来事ではないのだ。また、記号を使用する人は、それによる意味発話行為が対他的であれ対自的であれ、記号の受け渡しを自らに対して行うか他の一人ないし複数の人との間で行い、一つの記号をめぐる連鎖は人と人との間での連鎖に依拠し、かつ、その連鎖を作り出すのであるから、自らの継続的存在確認と他者の確認とが交差し、自分と幾人もの人といくつものことが一人の人と一つの出来事を作り出すことにおいて働いており、一人の人と一つの出来事はさらに他の多数にわたるそれぞれ一人の人と一つの出来事が存立することを前提とするのであり、そのような連鎖を作り出すものである。一つの特定の記号を選び、使用することは、その一つの記号を選んで使用する人として人が現れることのみならず、その特定の一つの記号

の選択と使用が作り出す連鎖系のつらなりを用いる人としての現れとなるのであり、特定の一つの記号への従属は、決して小さな一つの記号の選択と使用によるそれへの従属に止まるのではない。

ここでさらに、記号とはそもそも何であるのかについて、翻って考えておきたい。上述のように、記号とは、一つ一つの記号が記号それ自体として自立的に存在するのではなく、ただ何かしらとして存在するのであり、狼煙の煙はそもそもむやみやたらなただの煙でしかなく、灯台の光はただ夜の海辺でライトが光っているにすぎず、道路上に存する横断歩道を歩く人の絵はただの路上に塗られたペンキなのであり、歩行者用交通信号灯に示される歩く人の絵や“WALK”の文字はただの電気の光であるし、言語の書かれた文字は地色をなす紙の上ないし画面に置かれた、コントラストによって際立つただの線の断続であり、発声された言語発話は、その発話の長短がいかようであろうとも、発声の区切りや高低強弱が施された音の断続なのである。これらにおいて、そのようなただの何かしらを記号として使用することが関係する複数の人によって合意されることによって、その何かしらの記号としての使用があるのみなのだ。人が記号を使用するのは、それによって意味を形成し、その意味を伝達するためであって、記号を使用するために記号を使用するのではなく、記号それ自体がないように、記号の使用それ自体ということはありません。すなわち、記号の使用は、その行為によって、その行為とは異なる別の行為が成り立つための代理行為として遂行される。そのような別の行為とは、意味を思考するという行為であり、意味を伝達するという行為である。しかしながら、確かに、記号の使用はこれらの代理行為として行われるのであるが、人の意味の思考と意味の伝達という行為は、記号を使用することによってのみ遂行可能な行為なのであり、人が意味を思考する、また伝達するとは、記号を使用することなのである。人が意味を思考する、伝達する行為は、それが為されるにあたり、記号を使用する行為とし

てのみ実行されるのであり、また、記号の使用は、意味を思考し伝達する行為としてのみ行為可能である。人が思考し、意味を伝達するという行為は、記号を使用する行為としてのみ実行可能であり、記号は、まずもって何らかの外形として既存のものであろうとなかろうと、そのような人の思考と意味伝達の行為において用いられることで初めて記号として存在する。人は、自らの思考と意味伝達行為に用いることによって記号としての存在を可能とする記号を用いることでのみ、その思考と意味伝達行為を遂行可能なのである。簡潔に言うならば、このような人による記号としての使用に依存しない類の即自的記号は存在しないのであるし、言語に関しても、人による言語としての使用に依存しない類の言語は存在しないのであり、すなわち、言語それ自体がない、すなわち即自的言語は存在しない¹のである。記号なかんづく言語は、帰着すべきそれ自体がないのであり、記号ないし言語は人の使用が累積的かつ可変的に形成する参照の集合の中で記号であり言語であることができる。

記号は人によって使用されることによって初めて記号たりえるのであるが、記号は他の記号と共にそれらの記号使用によって形成される記号体系の中で使用されることによって記号としての機能を持つのであり、そのような制約を受けることなしに自由に記号を使用することは、既存の記号集合内における差異と対立によって意味を持ちうるという記号の記号たる条件を満たすものではなく、そのような自由な使用はできないのであり、記号の使用はその記号が帰属する体系内使用という拘束を常に受けている。しかしながら、記号体系は、個々の記号の使用の都度、その一つの使用によって、それに至るまでのすべての記号の使用史が参照され、その特定の一つの使用における意味の決定がその都度、その参照によって決定されるが、その決定は常に暫定的であり、その次に発動されるその記号の、あるいは他の記号の参照によって、その記号と他の記号のその使用における意味は更新される

のであり、記号体系および個々の記号の意味と外形は可變的である²。したがって、記号は即自的に存在するのではないということは、記号の使用におけるその都度の意味は、その記号自体というようなものに帰着するのではないとすることができる。また、人が使用する記号は、紙に書かれた文字であったり、それが音声化されたり、また子どもの夏休み絵日記のごとくに、文字言語と図像表象が併用されるように、その記号をシニフィアンとして外形化する手段は複数化・混在化しているのが通常の使用である。すなわち、実際に人が日常的に用いる記号の使用体系は、借り物や寄せ集めなのであって、一つの使用体系というものが固定的・排他的に存在するのではない。一人の個人が使用する記号は、その人自身の記号使用とのかかわりにおいて、また当然ながら、他の人の記号使用とのかかわりにおいても、相対的であり、その相対性もまた通時的・共時的に可變的である。しかし、繰り返して言うが、人と記号の従属性は、このように相対的で可變的である記号使用の根幹をなしているのであり、ガタリの述べるところの動的編成と相互変容³は、人と記号の従属性と共に、人と記号が記号の使用によって行為遂行的に存在を獲得することに原理的に起因するのである。そのことについて、次章でさらに検討する。

2 記号の動的編成と相互変容から作品内在性へ

次に、記号の動的編成と相互変容について、考察を進めたい。

記号が記号としての人の使用に用いられる際に、それが記号であることの必要条件は、特定化された記号使用参照史に置かれて、その特定化された参照の反復にさらされることである。その過程を持続することで、一つの記号は他の記号との間の特定化された記号使用参照史における特定化された差異と対立を獲得し、その特定化された差異と対立によって特定化された一つの記号としての輪郭の線引きを獲得す

ることができる。このような参照は、一人の人の個人的記号使用参照史の中でなされるのであり、かつ、その一人の人たちがそれぞれに行うそれぞれの参照史参照が、その一つの記号の使用に収斂した際に、それらの参照史のそれらの参照も相互に参照され、そこにさらに拡張された記号の参照史がその都度に形成されることを反復する。一人の個人の一つの記号使用が発動する参照史への参照は、その個人の参照史を常に動かして更新を続け、また、記号の授受により他の一人の人の参照史を発動させ、それらの参照史のさらなる相互的参照の拡張を常に反復するのである。もちろん、具体的な記号の使用参照の中での意味発動と意味伝達の能力は、その記号が差異と対立によって獲得する輪郭が持つ意味と形態の保持力と顕示力の能力であるのだが、参照史の及ぶ範囲はそれぞれの個人がそれぞれに異なる活動を経験する中で、それぞれの個人によって異なるものでありうる。それらの参照史の参照範囲の異同と参照結果の異同は、そのような参照史の相互参照の中でこそ判定される。ガタリの言う記号の動的編成と相互変容は、このようにして記号が常にその特定化された使用参照の一人の人から記号使用の関与者の参照が記号使用において収斂することで相互参照される、この記号過程において記号たりうることに起因するのである。

そこで、ジュネットの言うところの内在性と超越性、および自筆性と他筆性、単数性と複数性⁴に関する考察をここに組み込むことにしよう。拙論「唯一であることの相対的価値についての試論－芸術作品における内在性と行為性－」⁵において、これらのジュネットが提起した概念についての考察を行ったが、その考察をここでの分析に連鎖させ、この小論において記号の相互的従属性について述べてきたことが、ジュネットが行った芸術作品における表象行為の原理についての分析に連なるものであることを明らかにしておきたい。

ジュネットは、『物語のディスクール』⁶などにおいて言語表象行為を解体分析し、発話と受話の行為機能素を最小構成単位にまで分解し

て取り出し、それらが動作し機能する過程とその前提を明らかにした。言語表象行為としての発声は、発話者から受話者に向けて発せられるのであるが、そもそも発話者と受話者は、この声が発せられるその前にはそれとしては存在せず、この声が発せられると同時に、発話者と受話者としてそこに現前化するのであり、その発声行為の発話者と受話者として、すなわち、この特定の行為を成立させる者としての存在をそこで獲得することが、この自己と他者によって認識される。ジュネットは、言語表象行為が持つこの機能と過程に関するナラトロジー研究によって、特に言語芸術作品における語りの構造を分析した。本論筆者は、語りの構造と基本原理を考察する拙論によって⁷、語りの構造が、語りの場と物語の中の行動の場、聞き手の場を作り出し、それらの複数の場の存在と相関を作り出して、語り手と聞き手と物語の登場人物とが、それぞれに異なる存在の場において行為し、異なる相互関係性による複数の自己同定性が加算され、言語表象行為の関与者たちの自己同定が常に更新されていくことを明らかにした。すなわち、語る者、聞く者、物語の中で行為する者、この物語を作者として形作る者、物語を読者として読む者のそれらの自己同定が、この言語表象行為を成立させることに関与することでその関与行為者としての唯一性を成立させ、しかも、複数の唯一性を間テクスト的に成立させているのである⁸。

言語芸術作品におけるこのような語りの構造が、言語芸術作品に通時的・共時的に共通するものとなっているのは、それらの言語芸術作品を受容する人のそもそもの自己同定の仕組みそのものを、これらの言語芸術作品を受容することによってあらためて人は認識し確認するからにほかならない。人が物語を語り、読み聞きする際に、人がそれによって受け取っているのは物語の中の登場人物のありさまがその第一次なのであり、その第二次は、この物語の中の行為者の存在と語る者と読み聞く者の存在が、この語り・読み聞く行為によって存立する

ことであり、かつ、この語り・読み聞く行為なくしては人の存在の確からしさを知ることができないということである。物語を語り、読み聞くことは、その物語が言語芸術作品であろうと小さな子どもが夕食の食卓で親に向かってする一日の出来事についてのお話しであろうと、それが物語を語り、読み聞くことであることには何らの違いはなく、その行為によって、上述の第一次と第二次の行為性が成立し、人が自己と他者の存在の確からしさをそれによって確認することが為されているのであり、また、存在の多様性を間テクスト性によって認識しているのである。

ここでジュネットと共に問い、考察したいのは、このような物語を語り、読み聞くことの第二次行為性は、言語による物語る行為にのみ当てはまるのか、ということである。すでに、この小論においてここまで述べてきたように、記号としての使用による記号成立を可能とする記号相互の相互依存性と、そのことから導かれる記号発信者と受信者共の記号使用者に生起する、記号の授受双方向による、記号過程行使と共に成立する自己同定過程における関係する者相互の相互依存性を考えると、物語を語り、読み聞くことの第二次行為性は、言語によって物語る行為に限定されることなく、さらには言語記号による意味行為にのみ当てはまるのではないことは明らかである。人が意味を形作り、意味を表し伝達することが、その人の連続的行為として、また自己と他者の相互的動作として連鎖を形成する中で初めて可能であることは、人の意味行為と自己と他者の同定の基本であるからだ。

ある一つの意味行為とそれを授受する記号行為者のそれぞれが、他の意味行為とその行為者との差異と対立を持ち、同時に、その人であることの確かさをその記号行為によって持つと重ねて述べてきたのであるが、意味行為の一つごとの独自性について考察するために、一つの芸術作品が他の作品とは異なる新たな作品創出であることの根拠となる内在性と超越性について、拙論（2014年）を参照し、以下のよ

うにまとめておこう。

ある芸術作品を受容し、それが他の芸術作品と相並ぶ一つの作品であると判断するとは、それが他の作品とは異なるそれ独自の作品であることを、受容者が自分の個人的受容史と自分以外の受容者の受容史の織りなす関係の中で認定することであるが、その根拠を作品としてのそれ自体の中に見出すことのできる作品を内在的作品とし、逆の言い方にとすると、内在性を有する、もしくは内在性に依拠する作品とする。作品は物質的であるか、非物質的であるかのどちらかであるが、そのどちらの場合も、その作品の作品である根拠を、作品とされるその何がしかそれ自体の輪郭の内に求めることのできる作品は、内在性を有する。内在的作品は、彫刻や絵画のような、一つのみが作られ、その一つのみが流通するそれそのものである単一性の作品の場合も、あるいは音楽や文学のような、手稿としては作品の作り手の文字通りに手によって作られる個数が一つのみであるが、受容者が入手するそれは作品の一つのみの手稿が流通する商品として複数化された場合にも、すなわち単数性と複数性のどちらにおいても、同じく、内在的なのである。それに対して、作品が作品であることの根拠を確定することが内在性に帰結することでは完結できず、すなわち、その作品たる何がしかの輪郭内ではそれがそれであることの認証が完結できないが、それでもなお、そこに作品が存在すると言わざるを得ない場合に、内在性が完結できないことを補完する作用として、超越性が適用される。その具体的な事例の一つは、オペラの古典的作品が舞台上の装置や設定を全く新しく置き換えた新しい演出によって上演される時、あるいは、名作として見られ続けている映画作品が設定の置き換えを大なり小なり施しつつリメイクされる時に、また文学作品の翻訳が最初の翻訳から年を経て新たな翻訳として出版される時、これらの新演出や新翻訳によって作られた作品の内在性は、そのバージョンの輪郭の中で完全には策定されず、このような経緯によって作られるその特定

化された一連の作品としての超越的内在性が成立し、内在性の成立を補完する超越性が有効となる。したがって、内在性と超越性は、作品の作品性を決定する二つの対等な過程なのではなく、内在性が作品を決定付ける基本的作用なのであり、ただ、内在性の作用について、複数の下位区分化と共に分析する中で、内在性の作用限界の特別な拡張区分として考え出されたものが超越性なのである。しかしながら、作品が作品である根拠が作品それ自体に内在するとしたことについて、さらに考えるべきことが残る。なぜなら、作品という実体はあたかも本質主義的にそうであるかのごとくに果たして存するのか、と問わざるを得ないからである。本論筆者が考察してきたことでは、作品は、それを作者と受容する者が、何がしかの作品を前にして、それを見るなり、聞くなり、読むなりすることによって、自ら何かを想起し、何かを理解していくその行為がそれぞれの行為者の内に形成していくいわば想念のかたまりをさすとして論じてきた。すなわち、一枚の絵画として、一つの楽曲として、一つの映画や小説として作られ、受容されるいわゆる作品とは、これらの行為を発動するために不可欠であり、それゆえに、そのような作品が何もないならば新たな始まりも、新たな継続もないのであるし、それが作品としてそこにあるだけで行為者に届いておらずに行為者による能動行為が発動しないところでは、作品として完結していない作品未満の状態なのであり、これらの能動的行為が発動し、その行為者の内なる想念が形成されて初めて作品は作品として満ちるのである。したがって、ジュネットが作品の根拠をその内在性に求めることに対して、それは、作品に本質主義的に内在性を見てとることではないのだとすることが必要であるし、作品が作品の外部に隷属しないということも、作品を存立させる行為者がまさに作品との関係行為によって作品を思弁化する際に、その行為者も作品もその外部に隷属することから解放されているということを、重ねて述べてきた。作品として我々が取り上げることのできる何がしか

は、我々の創作行為や受容行為によって、我々の中に作品によって励起された思念を作り出し、その段階に至って初めて作品は作品たりえるのであり、すなわち、そのような何がしかが、他のどの何がしかとも異なる思念を励起するものであり、あるいは、そのように我々が行為しうるようにより我々がその何がしかを受け止める時に、その何がしかに対して内在性を認定することになるのであり、作品の内在性とは、この関係行為発動においては、それが発酵であるならば発酵する原材料であり、同時に酵母であるのだ。さらには、芸術作品を考えるに、内在性と不可分になっているのが自筆性・他筆性、単数性・複数性である。内在性を有する作品の存在様態は自筆性と他筆性に二分され、作品が受容者に届いていくその様態が、その作品を作る者の手によってただ一つの物質的作品として作られることに限定される作品は自筆的であり、それは絵画や彫刻がその典型とされ、一方、音楽の楽譜や小説の原稿、写真や映画は、その作品を作る者の手によって物質的作品とされたそれがそのままの物として受容者に届くのではなく、最終的に受容者に手渡されるのは、作者ならざる者の手によって作られた受容者に手渡すための最終工程を経て作られたものであり、そのような作品は他筆的である。さらに、単数性・複数性がここに加わり、自筆的作品は、絵画、彫刻などが、それがそのただ一つの完成体のみを作るという文化的習慣の下にある限り、単数性の作品である。しかし、同じ作者が同一のモチーフと主題や表象的特徴を複数回用いて作品を作ることもまた文化的習慣において一般的である場合も現にあって、それらの作品がその制作者の全作品の中に位置することによる意味を持つことも含めて、一つ一つに対して作品性を認め、同様の作品化行為を認めることになる。また、他筆的作品は、楽譜や原稿がただ一回限りの演奏や一冊のみの製本に限定されることは通常我々の文化的習慣にはなく、繰り返し演奏され、多くの本が製本されることによって、または電子テキストの様々な受信によって、受容者が手にする作品は

複数のそれらの一つになるのであり、どれもその同じ作品であるとして受容するのであるから、制作者にとっても受容者にとっても複数性の作品でもある。もちろん、自筆性と他筆性、単数性と複数性は、さらに込み入った組み合わせでの作品の出現を可能とする。例としては、楽譜を用いて演奏することは、その楽譜を書いた作曲家の自筆的作品を他筆的な演奏によって受容者に届けることであり、そして複数性の下である一回の作品の演奏なのであるが、その演奏は、それを演奏する演奏者という作り手による自筆的作品制作行為であり、そしてもちろん、その演奏者にとっては、演奏行為は反復して行うのであるから複数のであるし、その上で、演奏行為は外的環境条件などの変動によりその場合ごとの特定の条件によってそれ一回限りの特定を持つことになり、そのような演奏行為は複数性のそれらの一回一回がその都度のものとして単数性を持つ。一方では、受容者からすると、楽譜はある作曲家の作曲行為という特定の行為によって作曲制作された作品であり、それは作曲者の自筆的作品であり、また特定の演奏者の演奏行為という特定の行為によって演奏制作された作品であり、それは演奏者の自筆的作品であるが、その受容者は、最終的にその演奏行為による作品を受容することを意識するなら、その受容行為は単数的であるし、その作曲家のその作品を別の演奏者による演奏制作で受容する時、新たな単数的作品として受容するのである。すなわち、このような楽曲の受容に関しては、作品制作の行為者が作曲者と演奏者の2段階であり、受容者はその2段階の制作行為者の作品として、その作品に関する2系統の間テキスト性の発動を必要とすることになる。また、このような他筆的作品の複数性と単数性の重ね合わせは、小説原稿とその複数の版の書物に対しての重なるテキストクリティクによって、一人一人の受容者の読書行為がその都度の特定を持つ単数的作品受容となることにも言及しておかねばならない。これによって、ジュネットが作品制作者の行為性に関して自筆性・他筆性、単数性・

複数性を名指して分析することに対し、受容者の行為性がより複雑に作用することをさらに指摘したのである⁹。この項の最後に、もう一度ジュネットを用いておくと、作品とは、内在性が及ぼす作用のことなのである¹⁰

3 結び

この小論では、記号の使用による記号の成立と、その記号使用行為による記号の双方向的関与者の自己同定過程の発動と成立について述べることから始めて、その過程が、記号の意味行為として発動する過程そのまま、個々の記号のみならず、テキストの意味行為の過程として発動することとしてとらえることが重要であり、記号の相互的従属性が、テキストおよびテキストの意味行為の相互的関与者との間の反復される関係性構築の能動的行為性における相互的従属性に至ることを述べるまで進んだのである。記号が記号として作用することと、記号使用者が自己を記号使用の過程の中で同定することが、関係性の中での従属性によってこそその独自性を行為遂行的にその都度に獲得することと全く同様に、芸術作品が物としての作品の第一制作者の作品制作作業に始まり、自筆的・他筆的、単数的・多数的な手渡しによって作品受容者が手にする工程を経て、作品の成立の一連の過程が、それぞれの独自性を独自の関係性によって獲得することを明らかにしてきた。その考察によって、記号それ自体、言語それ自体、発話それ自体、人それ自体、作品それ自体が本質的に存在するととらえることが誤りであることを繰り返し強調したのである。この小論の前半では、記号の記号性と人の自己認識とが関係性に従属的であることを取り扱い、作品が本質的に存在するのではないことを特に前章の後半で取り扱った。結びとして繰り返すならば、記号と記号作用、人の自己認識と存在は、人が記号を使用することによって、その動作の動作

中に、また動作の残すものとしてその都度ごとに、ただし、広範な連鎖の作用を常に引きずることで成立するのであり、本質的に存在するものとしてみなす誘惑にかられる芸術作品もまた、それ自体が作者の特権の内に独占されて作られるのではなく、作品を受け渡すあらゆる関係者の参加する意味作用の過程の中での従属の意味を関与者全員が作り出している。記号も、人の存在も、作品もまた、関与者の記号使用行為と意味発動行為の相互的従属性においてそれぞれの関心志向的に継続的に作り出されるのである。

〔注〕

- 1 フェリックス・ガタリ『人はなぜ記号に従属するのか—新たな世界の可能性を求めて』杉村昌昭訳、青土社、2014年、229頁。
- 2 同上、197頁。
- 3 同上、特に25頁。
- 4 ジェラルド・ジュネット『芸術の作品Ⅰ 内在性と超越性』和泉涼一訳、水声社、2013年。
- 5 拙論「唯一であることの相対的価値についての試論—芸術作品における内在性と行為性—」『異文化15号』法政大学国際文化学部紀要、2014年。
- 6 ジェラルド・ジュネット『物語のディスクール』花輪光・和泉涼一訳、書肆風の薔薇、1985年。
- 7 拙論
「絵画のナラトロジー試論—知ることと見ることと語ることの本来的役割同一性についての—考察—」熊田泰章編『国際文化研究への道—共生と連帯を求めて』彩流社、2013年。
「翻訳の〈前提／結果〉としての「多文化性」に関する考察—〈個々の／総体としての〉〈テキスト／文化〉が〈依拠する／作り出す〉〈独自性／普遍性〉—」『異文化13号』法政大学国際文化学部紀要、2012年。
「文化の複数性原理における自己と他者—多文化主義を問い返す反復する問い—」『異文化12号』法政大学国際文化学部紀要、2011年。
「〈間文化性概念〉による〈多文化主義〉の再構築の試み—空虚なシミュラクルの限界と持続性を求めて—」『異文化11号』法政大学国際文化学部紀要、

2010年。

「それ自体であることの円環－テキストとしての自己と他者－」『異文化9号』法政大学国際文化学部紀要、2008年。

「意味生成を可能とする普遍原理としての間テキスト性－意味伝達の障壁を克服する間テキスト性の働き－」『異文化8号』法政大学国際文化学部紀要、2007年。

「作品と受容者のインターテクスチュアリティ」『異文化7号』法政大学国際文化学部紀要、2006年。

8 拙論（2014年）、7頁。

9 同上、8～13頁。

10 ジェラルド・ジュネット『芸術の作品Ⅰ 内在性と超越性』和泉涼一訳、水声社、2013年、300頁。